

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

近年頻発する局地的集中豪雨や大規模地震等、災害発生時の電柱の倒壊に伴う救援活動への影響や、通学児童が犠牲となる痛ましい交通事故の発生などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

本市は、防災まちづくりを推進するため、「岡崎市地域防災計画」において、緊急輸送道路における優先的な電線類の地中化を図っていくこととしている。これまで中心市街地や土地区画整理事業区域において無電柱化の整備を行ってきたが、今後想定される「南海トラフ地震」への対応は急務となっている。

また、「観光産業都市岡崎」の具現化に向けて、本市固有の歴史文化資産や水辺空間を活用したまちづくりを推進し、魅力ある景観を形成していくために、その取り組みをさらに加速させていかなければならない。

よって、国においては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること。また、財政上または税制上その他の措置も推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年 3 月24日

岡 崎 市 議 会